

「埼玉県が管理する県道の構造等の基準に関する条例（仮称）」（案）の概要に対するご意見と県の考え方

（反映状況の区分） A：意見を反映し、案を修正した
 B：既に案で対応済み
 C：案の修正はしないが、実施段階で参考としていく
 D：意見を反映できなかった
 E：その他

No.	ご意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
1 道路構造令に新たな内容を追加する事項				
ア 道路整備のスピードアップ（車線数の特例）				
1	様々な道路の利用者が道路上で同時期に道路を通行する場合の様々な状況を推測して、それぞれの利用者に対する安全性の確保を図るべきである。	1	この基準は交通量の少ない地方部の道路に適用します。 様々な道路利用者が同時期に通行しない道路での適用を想定しています。	E
2	待避所の設置に当たっては通行時に心身の異常を感じた利用者のために、ベンチやシェルターなど簡易な設備があると望ましい。	1	この待避所は交通量の少ない幅員の狭い地方部の道路で車両のすれ違いのために設けるものです。 短時間の待避を想定しています。	E
イ 歩行者と自転車の通行環境の改善				
1	自転車レーンを設置して自動車通行帯が減少された場合、路線バスの定時運行に大きな支障がでる。また自転車運転者への気遣いが必要となり、その結果として自動車運転速度が落ちればバスも影響を受ける。交通の円滑化のため、路線バスの運行に支障を来すことのないよう最大限の配慮と再考を強く求める。	1	道路交通法第17条の規定により自転車は車道を通行することが定められていますが、車道を通行する自転車が安全に通行できるように、現地の状況を勘案しながら、必要がある場合は自転車レーンを設置できる基準を道路の構造の一般的技術的基準に加え、道路整備の選択肢を増やしていきます。	C
2	歩行者・自転車優先の整備では公共交通機関・とりわけ路線バスには極めて厳しく不利なものがある。車線数やバスレーンの削減により、路線バス利用者の乗降に不便が生じたり、優先発車の困難な状況はおろかバスの発車に危険な状況が見受けられた。歩行者・自転車優先施策の結果、路線バスそのものの地位低下を招きかねない。路線バスを排除するような極端な歩行者・自転車優先思考については街づくりそのものにも影響を及ぼしかねないものとして再考をお願いしたい。	1	道路交通法第17条の規定により自転車は車道を通行することが定められていますが、車道を通行する自転車が安全に通行できるように、現地の状況を勘案しながら、必要がある場合は自転車レーンを設置できる基準を道路の構造の一般的技術的基準に加え、道路整備の選択肢を増やしていきます。	C

No.	ご意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
3	自転車レーンはいかなる天候においても自転車での通行が安全であるように、滑りにくい舗装、段差の解消、夜間の視認性など配慮されていること。	1	実際に自転車レーンの設置基準を運用していく段階にあたっては配慮していきます。	C
4	自転車レーンから歩道への一時的な移動が可能のように、自転車レーンから歩道へ移動できる段差のないスロープ状の箇所を一定間隔での設置や、ガードレールの撤去など、配慮すべきである。	1	実際に自転車レーンの設置基準を運用していく段階にあたっては配慮していきます。	C
ウ 特別の事情を有する場合の特例				
1	道路上には高齢者や児童あるいは障害者そして自転車の通行があることを想定し、これら弱者の安全を確保することを優先に行われていること。	1	実際に道路を整備するにあたり、当該規定を適用していく段階で配慮していきます。	C
2	十分な道路幅のない区間では車両の走行速度を抑制するため、道路へ凹凸の設置や、道幅の狭くなる手前の区間で速度抑制を促すために植樹ますの設置など、対策を講じること。	1	実際に道路を整備するにあたり、当該規定を適用していく段階で配慮していきます。	C
2 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に新たな内容を追加する事項				
1	さいたま市の周辺地域の道路上の案内標識は「さいたま」の表示に加えて浦和区、大宮区など、その道路がさいたま市のどの地域へ通じるのか認識できる表示があるべきである。	1	この条例は道路法第45条第3項の規定により道路標識の寸法のみを定めるものです。	E
3 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令に新たな内容を追加する事項				
1	高齢者や障害者あるいは幼児を連れた母親や、学校児童や生徒が、支障なく、円滑、安全に道路通行できるような設備が必要である。	1	実際に特定道路を整備していく段階で配慮していきます。	C
2	一時的に休息できるベンチやシェルターなどの簡易な設備の設置が望まれる。	1	道路法第2条においてベンチや上屋は道路の附属物として位置づけられています。 この条例においても、特定道路に設ける歩道等には、代替するための施設がある場合や特別な場合などを除き、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けることとしています。	B

No.	ご意見の内容	意見数	県の考え方	反映状況
3	救急施設への連絡や心臓マッサージ用の機器などの設置があっても良いのではないかと思う。	1	この条例は高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条の規定により、移動等円滑化のために必要な道路法による特定道路の構造に関する基準を定めるものです。	E
4	駅や公共施設を結ぶ道路など多くの人々の通行するところでは植樹によりみどり豊かな道路空間づくりも必要である。	1	この条例では、必要がある場合においては、特定道路に設ける歩道等と車道等の間に植樹帯、植樹ます、並木などを設けることとしています。	B
4 その他				
1	バス路線も多く通行する県道において安定した輸送環境を確保するため、条例策定前に公共交通事業者に対してヒアリング調査などを実施してほしい。	1	道路は様々な立場の方が利用するため、条例案の策定にあたっては県民コメント制度により意見募集を行うこととしました。	E
合計		14		